

写

福総庶発第六百九十七号

昭和五十七年六月二日

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

議案の送付について

昭和五十七年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第三十七号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第三十八号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第三十九号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

四 議案第四十号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

- 五 議案第四十一号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 六 議案第四十二号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 七 議案第四十三号 福生市消防団条例の一部を改正する条例
- 八 議案第四十四号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第一号)
- 九 議案第四十五号 市道路線の認定について
- 十 議案第四十六号 福生中央排水区(五号幹線)S一五十七その一工事請負契約
- 十一 議案第四十七号 財産の取得について
- 十二 議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
- 十三 議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
- 十四 議案第五十号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
- 十五 議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十六 議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十七 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて(昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第九号))

十八 報告第二号

専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

十九 報告第三号

専決処分の承認を求めることについて(福生市都市計画税条例の一部を改正する条例)

二十 報告第四号

専決処分の承認を求めることについて(福生市農地課税審議会条例の一部を改正する条例)

(陳情の要旨)

現在第二次臨時行政調査会において、行政改革と関連し、たばこ・塩事業の経営形態問題が論議されておりますが、たばこ・塩事業については、専売事業八十年の歴史を踏まえ、専売事業が国民生活、国、地方財政及び関係集団の維持、地域経済の発展に果たしてきた役割を重視し、安易な経営形態の転換を行うべきでなく、広く国民的視野に立つて次の理由により、たばこ・塩事業の専売制度の存続をはかる必要があると考えます。ついては、国及び関係方面に意見書を提出されますよう陳情申し上げます。

(陳情の理由)

現在伝えられる民営化を軸とした第二次臨時行政調査会の審議の方向は、国民生活に不可欠なたばこ・塩の低廉かつ安定確保を阻害し、財政収入を減少させ、むしろたばこ・塩事業の崩壊につながるとの危惧を深めるものであります。

したがって、たばこ・塩事業のあり方について次の諸点から、たばこ・塩専売制度を引き続き存続する必要があると考えます。

(一) たばこの国際商品としての特性から、いわゆる「分割民営」方式では外国たばこ資本による市場支配が強まり、国、地方財政収入の減少、たばこ販売店の生活と権益及

び消費者への利便、葉たばこ農業への壊滅的打撃、公社職員、たばこ配送、フィルター製造従事者の雇用への影響等、重大なデメリットが明らかです。

(二) わが国のたばこ工場の生産性は外国たばこ企業と比べてもなんら遜色はなく、逆に民営化では株主への配当、広告、宣伝費の大幅上昇、投資の重複などにより、コスト上昇に伴うたばこ価格の上昇が避けられないことを指摘しなければなりません。

(三) 海外資本の市場開放要求に対処して輸入品取り扱い会社方式を導入することは流通面での混乱、外国企業によるつまみ食い等により公正な競争条件が阻害される面が出てきます。日米貿易摩擦問題を中心とする外圧に対しては、すでに日米交渉において関税率の引き下げ、小売店マージンの引き上げ、販売店の増加、広告宣伝の緩和等合意がなされており、現行で十分対応できると考えます。

(四) 葉たばこ問題は、地域産業の発展と農家雇用の確保、農業の持つ環境保全の役割を認識し、葉たばこ生産を日本の農業構造上どう評価し、農家の生活をどう守るかの施策なしに安易な葉たばこ切り捨て政策はとるべきでないと考えます。

(五) 現在喫煙と健康問題に関する社会的要請の高まりを重視し、儲け主義による弊害を公共的にコントロールする観点からの公共責任体制を確立する上でも現行制度がすぐ

れています。

(六) 専売制度を廃止すれば、当然にたばこ消費税制度が導入されることになりますが、その場合現在の財政収入は困難となると同時に、新たに徴税業務が国及び地方に負荷され機構、定員増加をもたらすことは明らかであり、また地方たばこ消費税のあり方にも大きな問題だといえます。

(七) 塩は国民生活に不可欠な基礎物資であり、いまや公益専売制度維持は国民的要請です。民営化されている諸外国の食塩の価格は日本の二―三倍にもなっています。塩の専売制度が低価格、安定供給に果たしてきている役割を評価し、現行公益専売制度を守り、国内塩の自給率確保、塩産業の自立産業への成長促進の立場から塩事業を育成

(三) し、国民生活の安定と塩産業の維持に資することが必要と考えます。

以上のように、たばこ・塩事業の「民営化」への安易な移行は、わが国のたばこ・塩事業を破壊するだけでなく、国民生活への影響もきわめて大きいものがあります。しかも行財政の新たな負担や非効率要因をつくりだす面も軽視できません。

したがって専売制度・公社制度を維持し、発展させることこそ国民の負託にこたえる道であることを御理解くださるようお願い申し上げます。

昭和五十七年六月三日

陳情者

東京都福生市武蔵野台一ノ九ノ一

福生市たばこ消費税増収対策協議会

会長 遠 藤 竹 蔵 ㊤

東京都福生市熊川一〇〇五番地

福生塩販売組合

組合長 小 林 暢 吉 ㊤

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

報告案件の正誤について

昭和五十七年第二回福生市議会定例会に報告した「専決処分承認を求めることについて」の一部に印刷の誤りがあり、次々とおり訂正したため、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

訂 正 箇 所	誤	正
福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第十八条の二第一項第一号の改正規定中	「 百分の十三・一 」	「 百分の十二・一 」

写 福総庶発第十号

昭和五十七年四月一日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

市議會議事説明員の委任について

昭和五十七年一月四日付け、福総庶発第二千三百六十六号で通知した市議會議事説明員のうち、同年四月一日付けによる人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

市 職 名 氏 名

企画財政部

主 幹

渡 辺 義 紀

総 務 部

矢 崎 茂 夫

庶務職員課長

総務部

坂本 昭

管財課長

市民部

野沢 久人

市民課長

市民部

佐藤 喜一郎

衛生課長

福祉部

岡本 泰昌

福祉事務所長

福祉部

児島 亀之助

厚生課長

建設部

川辺 登茂次

土木課長

建設部

黒田 登

施設課長

建設部

野島 照明

水道事務所長

会計課長

持田 巽

市民会館長

古谷 正夫

写福教庶発第二号

昭和五十七年四月一日

福生市教育委員会委員長 来住野 元 一 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十七年一月四日付け、福教庶発第六百九十七号で通知した市議会議事説明員のうち、同年四月一日付けによる人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
学務課長	村 野 和 男
指導室長	中 村 美 雄
公民館長	古 谷 正 夫

昭和五十七年六月三日

福生市議会議長

末次性男

昭和五十七年第二回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百二十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 六月 十日 (木) 午前十時
二場 所 福生市議会議場